

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

～令和4・5年度の保険料率は据え置き、保険料賦課限度額は2万円増～

問 保険料の計算について：茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029 - 309 - 1213  
保険料の納付について：伊奈庁舎国保年金課（内線4407）

## ●令和4・5年の保険料率が 決まりました

茨城県後期高齢者医療広域連合にて、令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決定されました。

令和2・3年度の保険料から据え置きとなります。

※茨城県内は均一の保険料率となります。

均等割額：46,000円

所得割率：8.50%

## ●賦課限度額が 2万円増額しました

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が2万円増額しました。

賦課限度額：64万円→66万円

## ●個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額  
(100円未満切り捨て)  
※賦課限度額 66万円

=

均等割額  
被保険者一人あたり  
46,000円

+

所得割額  
(賦課のもととなる金額)  
× 8.50%

※賦課のもととなる金額

= 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額は、前年の総所得金額等が2,400万円以下の場合、43万円になります。

※年度の途中で被保険者になった方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

## ●所得の少ない世帯は保険料が軽減されます

世帯主と世帯内の被保険者の所得水準にあわせて、均等割額が軽減されます。詳細は茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課または伊奈庁舎国保年金課までご連絡ください。